

## 未普及地域の配水管布設要領細則（令和8年4月1日施行）改正要旨

### ○名称変更

「未給水区域の配水管布設要領細則」を「未普及地域の配水管布設要領細則」へ改称しました。

### ○各様式からの押印廃止

配水管布設工事申込書、工事着手届、現場代理人届、主任技術者選任届、現場代理・主任技術者経歴書、工事完成検査申請書の各様式の押印を廃止しました。誓約書及び水道施設寄附採納願い書については押印を廃止していませんが、印鑑証明書の提出を廃止しました。

### ○様式の変更及び追加

事務処理欄の削除、当該事務処理欄に相当する様式を新設しました。

### ○完成図書を原則電子データに変更

完成図書全てを電子データでの提出を原則としました。